

○美濃市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成21年3月23日訓令甲第11号

美濃市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美濃市消防団（以下「消防団」という。）と事業所との協力関係を強化して、地域防災力の維持と一層の向上を図るため、消防団の活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団の活動に協力している事業所等として認め、表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 表示証 協力事業所に対して、消防団の活動に協力する証として交付した表示証をいう。
- (4) 消防団長等 美濃市消防団長及び美濃市内の自治会長その他消防団の活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市に美濃市消防団協力事業所表示証交付申請書（別記様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、当該事業所の意思を確認の上、美濃市消防団協力事業所表示証交付推薦書（別記様式第2号）により市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定による推薦があった場合において、市税等の滞納及び消防関係法令に違反がなく、かつ、当該申請をした事業所等又は当該推薦をされた事業所等が次に掲げる基準のいずれかに適合すると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 複数の従業員が消防団に入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団の活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等における資機材等の提供、消防団の訓練場所や施設用地の提供など3年以上消防団の活動に協力をしている事業所等

(4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している
など、市長が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 市長は、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に美濃市消防団協力事業所表示証交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）及び美濃市消防団協力事業所表示証（別記様式第4号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、第8条第1項に規定する表示の有効期間に限り表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、当該事業所等が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる表示証のほか、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 市長は、表示証を交付した整理簿を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上

で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所等に対し、消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき
- (2) 第4条に規定する基準を満たさなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき
- (4) 協力事業所としての表示が適当でないと認めたとき

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙、ホームページその他の方法により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第11条 市長は、協力事業所を美濃市表彰規程（昭和48年美濃市規程第7号）に基づき表彰することができる。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、総務部総務課において所掌する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。